

下 総 第 2 0 号
平成29年2月24日

下関市監査委員 河 原 明 彦 様
同 川 原 徳 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 浦 岡 昌 博 様

下関市長 中 尾 友 昭

定期監査の結果に関する報告に係る措置報告について

平成29年1月10日付け監査報告第1号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき報告します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

こども未来部こども育成課
保健部生活衛生課

こども未来部こども育成課について

- ① 児童福祉費負担金、児童福祉使用料及び延長保育サービス利用料受入金に係る雑入において、過年度収入未済金が存在している。徴収努力はされているが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、当該収入未済金について、引き続き適切な債権管理のもと徴収に努められたい

【指摘事項】①

過年度収入未済金については、確実な滞納整理を行い、適切な債権管理のもと徴収に努めます。

保健部生活衛生課について

- ① 長期継続契約により契約を締結している下関市食品衛生情報管理システム（以下「食品衛生情報管理システム」という。）賃貸借契約において、当該契約は公募による提案評価方式（以下「公募型プロポーザル」という。）により契約相手を選定しているが、選定した優先交渉権者から提示された見積価格よりも高い金額で予定価格を設定し、ほぼ同額で契約を締結していた。理由を確認したところ、食品衛生情報管理システム用のネットワークファイルサーバーの他に市の内部情報システムで使用するファイルサーバーが必要なことが判明したため、これを追加して契約しているということであった。しかし、内部情報システム用のファイルサーバーは、公募型プロポーザルにより提案された機器ではなく、優先交渉権者とは別の業者と契約を締結して賃貸借することも可能な機器であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき一者随意契約により賃貸借することは不適切である。地方自治法等の規定に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【指摘事項】①

今後は、地方自治法等の規定に基づき、適正な契約事務に努めます。